

(案)

令和5年度第1回  
茅ヶ崎市環境審議会  
資料4

5茅環政第 号  
令和5年7月25日

茅ヶ崎市環境審議会 会長 様

茅ヶ崎市市長 佐藤 光

茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）について（諮問）

このことについて、茅ヶ崎市環境基本条例（平成8年茅ヶ崎市条例第25号）第22条の規定により、貴審議会の意見をいただきたく、市民意見を付し、次のとおり諮問します。

1 諮問する事項

茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）について

2 添付書類

- ・茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）
- ・茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）に対する市民意見

なお、答申は令和5年10月31日までに御提出くださるようお願いいたします。

（事務担当 環境部 環境政策課 環境政策担当）

## 「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）」に対する市民意見

- 1 募集期間 令和5年7月3日（月）～ 7月18日（火）
- 2 意見の件数 34件
- 3 意見提出者数 4人
- 4 内容別の意見件数

項目	件数
全般	2件
政策目標1 自然と人が共生するまち	18件
政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち	3件*
政策目標3 資源を大切にす循環型のまち	4件*
政策目標4 気候変動に対応できるまち	2件
政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち	2件
資料編	3件
合計	34件

\*政策目標2、3両方についての意見は、各1件と数えました。

## 5 意見の内容

### 全般について

No.	ページ	意見の内容
1	全般	<p>環境基本計画は、改訂され、具体的な目標がなくなって行政側がチョイスする内容だけが都合が良いように記載されることが以前より多くなったと感じます。</p> <p>以前の環境基本計画の評価時には、環境政策課の職員が各担当課から出された取り組み状況を確認し、市民側との考え方と差異がある場合には書き方を修正したりしました。</p> <p>その後、審議会に各担当課を呼んで、審議会委員が実際に行われたことについて、疑問点などを質問して確認しました。</p> <p>審議会の委員の皆様には事業評価の内容等、ほんとうの意味はこれで良いのかどうか、市民が言っている内容は行政にはどう伝わり、実施されているかなど、ぜひ法律や条例、計画と照らし合わせて、これで茅ヶ崎市の自然環境は守れるのかどうか、十分な審議をしてくださるよう、お願いいたします。</p>
2	全般	全体によくまとまっていると思います。

## 政策目標 1 自然と人が共生するまち について

No.	ページ	意見の内容
3	全般	政策目標 1 の自然環境啓発・保全施策の具体的な活動内容について再掲載がみられますが、少し整理した方がよいと思われます。また、自然環境庁内会議の主管部署が環境政策課から景観みどり課に変更になり、以前に比べて関係部署間の意見交換・意見共有が十分行なわれているか？心配です。
4	9	政策目標 1/1 行目「生物多様性に対する市民の高まりとともに、」の根拠となる政策指標がない。p16 の施策指標①をココに挿入する必要がある。
5	9	政策目標 1/4 行目「絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、」は「生息・生育域」に修正する。ここ以外では全て「生息・生育」に統一している。（通常、植物は生育、動物は生息を用い、生態系の基盤に配慮すれば『生育・生息』の順番が妥当。私見！）
6	9	<p>この目標に記載されている内容は、今回具体的な政策目標の数字が出ていませんが、どんどん後退していると感じます。</p> <p>住宅地の緑化は進むどころか、人口が増えれば良いという考えの下、南側では大きな保存樹林が廃止され、北側では相続のために農地が宅地化され、急速に失われています。それに対して、何の手も打てていないのが現状です。</p> <p>特に自然環境に関しては、次の基本方針にある「生物多様性の保全」を守る条例も規則もガイドラインも作成されていません。</p> <p>自然環境を担当している景観みどり課は、都市部なので環境基本計画ではなく、都市緑地法によるみどりの基本計画で生物多様性を一緒に担当しています。そして、昨年度議会の答弁で都市部長が生物多様性のガイドラインを作成するつもりはないと言われています。</p> <p>私は、生物多様性は市民の力を借りなければ施策を推進することはできないと考えます。環境基本計画でどう担保を実質的に取るか、考えてください。</p>
7	10	参考データにある、自然環境の保全をするためにこの条例があるとしているみどりの基本条例の中の「みどりの保全地区」は、全く指定されていません。現在の茅ヶ崎市では、この仕組みは機能しないと考えます。
8	10	<p>p10 のみどりの保全地区が 0 ヘクタールであること</p> <p>みどりの保全地区として指定されていた土地が今まであったのかどうか、どのような経緯でゼロになったのか記載がないのでどのような意図で参考データとして報告書に載っているのか、なんらかの説明があってもよいと思います。</p>
9	10	<p>令和 4 年実績の事業評価の中で、成果として記載がある「緑のまちづくり基金条例を一部改正し、基金を有効活用できるようにしました。」は、緑のまちづくり基金のほんとうの使い道、豊かな緑地の買い取りにはほとんど利用されず、ほんとうなら普通予算から支出すべき自然環境評価調査のためのコンサルに 1800 万円余りが使われることになってしまいました。（p12 記載）</p> <p>議会でも、議論がされ、珍しく 7 人も議員が反対しましたが、行政がすることに疑問を持たない議員たちの賛成多数で通ってしまったものです。市民としては、こんなことが成果にならないようにしたいと思います。</p>

No.	ページ	意見の内容
10	10	<p>課題については、これしかないのですかという感じです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに行谷の湿地は、県の遊水地建設のために重機が入り、あっという間に現状は破壊されました。</li> <li>茅ヶ崎市が遊水地の上部利用はしないと、県に回答をしていたために、湿地環境を保全するために誰が関わるのか、これからの課題となっています。(関連:p22)</li> <li>・長谷は、壊された部分から移植した希少種の植物さえ、市民が確認することもできず、学校建設は何も進まず、宙に浮いたままで今後どうなるのか、分かりません。また、転売されないことを祈るのみです。</li> <li>・平太夫新田は、私たち市民団体が保全作業を実施している場所はわずかです。コアの地域としての全体的な将来像もありません。これから土地は私有地なので、どんどん利用されていくと考えます。</li> <li>・赤羽根十三図は、保全管理計画があると担当課は言っていますが、買収した畑については将来像も記載がなく、ほとんど保全作業はされておらず、外来種が繁殖しています。</li> <li>・清水谷は、特別緑地保全地区の指定から 10 年が経って、ナラ枯れで落葉広葉樹のコナラやクヌギが 100 本単位で伐採を必要とし、伐採後の樹木を持ち出すこともできず、今後の樹林化と林床の保全が課題となっています。</li> </ul>
11	12	<p>「茅ヶ崎市のみどりの保全等に関する条例の活用」で、記載がある保存樹林や保存樹木は元々あった制度です。そして、この制度は古くなっており、今の茅ヶ崎市では保全されず、保存樹林も保存樹木もどんどん減っていています。条例ができて、それが活用されてみどりが保全されている点は全くありません。条例を作成する時に市民が提案した歯止めがかかるような制度を設けなかったためです。(関連 : p21)</p>
12	12 ほか	<p>保存樹木について</p> <p>19本のうちの一本が伐採されるのを見ましたが、なんらかの「保存」に向けた努力があったのでしょうか。</p> <p>木のある一角を残して開発するように市が歯止めをかけるようなことが無理なら、どんぐりを採取して、市民に育ててもらおうとか、別の場所に枝を挿し木する、さらに動画にとって記録に残す、など大事にする努力をしないと市内の個人所用地内の大きな木はなくなる一方ではないでしょうか。</p>
13	13	<p>生きものの移動経路として重要な 2 か所（中央公園と大曲橋）をあげているが、大曲橋については隣接の寒川町エリアへの接続経路となることから、連続性の確保のための協議・調整が担保されているのかについての記載を明記すべき。</p>

No.	ページ	意見の内容
14	14	p14/下段から 5 行目 緑化ガイドラインの作成については否定的な表現があるが、市民活動団体からの意見（資-40）やこれまでの本計画（同時施行された「みどりの基本計画の生物多様性地域戦略」を含む）の管理工程から逸脱している。新型コロナによる影響は全く理由にはならず、持続可能な生態系の管理、継続を貫徹することが重要である。p15 の右欄の最下段も同様。
15	15	開発行為に伴う指標種等への対応（ミティゲーションの実施）の記載があります。ミティゲーションの実施状況の資料を請求したところ、きちんとした資料がなかったために今回作成されましたが、それも不十分です。 移植後の管理を誰が実施するのかなど、責任の所在がはっきりしないために、多くの時間を費やしてミティゲーションの実施をしたにもかかわらず、管理が不十分で、なくなってしまうものもあり、何のために実施するのか、理解に苦しみます。これらは、職員だけでは無理なことで、市民の協力が不可欠と思いますが、それがされないためにどんどん開発され、在来種は消えていきます。
16	16	生物多様性の保全むけた理解の促進について他の部署との連携の記述がないこと 小学校で年に一度タゲリ米（黒米）の給食があり、生物多様性の理解の機会となりえると思うが活用されていないのでしょうか。 茅ヶ崎動画ライブラリーの啓発用の動画は小中学校の課外授業で活用してもらえような働きかけはしていないのでしょうか。
17	17	生物多様性のガイドラインもなく、この情報発信だけで、市民が率先して生物多様性のために外来種を除去したり、自分の敷地から逃がさないようにするとか、在来の自然環境の保全に協力しようということにはならないと思っています。
18	20	緑の里親についての記述がないこと。 p20 基本方針(2)みどりの保全 施策④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進の項に含まれていると考えてよいのでしょうか。 「身近なみどりとふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の協力を得ながら維持管理の拡大・普及を図るほか、市民などによる公共施設や道路の緑化活動を支援します。」とあるのは具体的にはどのような支援なのでしょうか。 緑の里親としてほしいものは次の通り。 ・街路樹下の植栽についての何らかの指針。 ・推奨しない園芸植物の指定（在来種を駆逐してしまう可能性のあるもの）。 ・市の委託業者の作業日程の連絡。 ・里親活動共有のプラットフォーム。 (アジサイなどの巨大化しない剪定方法時期など、ほかの人がどうしているのか知りたい) (世話がいらないうらと植えたランタナが暴れてトゲもあり、道路にもはみだし、触ると痛いので、よける自転車が急に車道によって危険だとかの情報が共有したい)

No.	ページ	意見の内容
19	22	書き出し 相模川、小出川、千ノ川、駒寄川の関係性、流域特性等の記載順序の意味が不明。3行あとの「神奈川県と連携を、」は「国と隣接自治体」が抜けている。連続性を確保するためには、各機関の有機的なネットワークが重要である。
20	22	<p>小出川は一級河川で県の管轄ですが、茅ヶ崎市の中を流れています。現在は土手があるために多くの市民が散歩する場所となり、自然環境を感じることができる場所でもあります。</p> <p>でも、資料 39 に出ている三翠会が危惧しているように、「ナガエツルノゲイトウ」の繁殖がすごく、上流や駒寄川、田んぼに入り込まないように早期の対策が必要だと思います。</p> <p>また、川の中のプラスチックゴミも多く、海岸に出ない前に除去する必要があると思います。これらは、川の管轄が県だからというのではなく、SDGs を唱えている市が率先して実施するようにすべきと考えます。</p>

## 政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまち について

No.	ページ	意見の内容
21	全般	政策目標 2、3 の生活環境、資源循環型社会のまちについて、身近な問題であり、具体的な進展と実績データなどがよく整理されて分かりやすいと思います。
22	27	<p>全般 良好な生活環境要素には一般的に大気、水質、騒音、振動、土壌、景観等があげられる。本ページの政策指標には大気と水質の環境基準達成度をあげているが、両要素の観測地点数が示されていないため、正確な判定とは言えない。観測地点が市内全域を代表しているのか否か等。</p> <p>また、振動については触れられていない。騒音、航空機騒音、振動の測定は実施しているはずですが？</p>
23	32	前段 2 行 記載の意図が全く意味不明。施策指標①の環境騒音の観測地点数は何箇所ですどこですか？ 国土交通省が実施している全国道路交通センサスでは、ほとんどの主要国道沿道では環境基準を超過していることが常識だと思いますが？

## 政策目標 3 資源を大切にす循環型のまち について

No.	ページ	意見の内容
24	全般	政策目標 2、3 の生活環境、資源循環型社会のまちについて、身近な問題であり、具体的な進展と実績データなどがよく整理されて分かりやすいと思います。

No.	ページ	意見の内容
25	40	<p>「4R」の説明不足。</p> <p>通常の環境白書の「資源循環」では3Rが常識化しているが当市ではリフューズを追加して4Rとしている。その特殊性のアピールが全く見られない。資料の用語集に解説されているが、「4R」全体としての解説が必要である。リユース、リサイクル、リデュースの個別説明は不要、削除。</p> <p>分かりやすい資料とするため、用語集を作成するメリットはあると考えるが、ページめぐりに時間がかかるデメリットもある。そのページ、場所ごとで解決する方法がベターとなることもある。そのため用語集全般を再チェックしてほしい。（後述する「ミティゲーション」については用語集に解説を追加してほしい。）</p>
26	40 41	<p>「剪定枝のバイオマス発電の焼却灰」について</p> <p>バイオマス発電は、単純に環境保全策に繋がるものではない。二酸化炭素を含む大気汚染物質の排出による環境負荷についてはどのように考えているのか？</p> <p>剪定枝の運搬車両からの排出ガスを考慮すれば、現地での自然処分が妥当と考える。</p>
27	41	<p>4R 推進事業者行動協定の創出</p> <p>取組みの終了を結論しているが、早計ではないか？ よりよい取組みの検討は今後も継続が必要と考える。</p>

#### 政策目標 4 気候変動に対応できるまち について

No.	ページ	意見の内容
28	全般	<p>政策目標 4 気候変動について</p> <p>環境政策課の重要な政策ですが、予算面もあり活動が制約される状況にあり、市公共施設以外の市内データについても環境省など脱炭素ポータルシステムの実績データ集約の遅れがあり、むずかしい点がありますが、できるだけ茅ヶ崎市内の実績データなどを次の年次報告書で報告してほしいと思います。</p>
29	49	<p>再生エネルギーとして太陽光（p56 も含む）の記載がある。</p> <p>茅ヶ崎市に転入して 10 年になるが、転入当初から、各小学校に立派な風力発電用の風車？が目についた。再生エネルギーとしての風力利用についての記載と拡大利用への計画はないのか？ 学校の風車の発電実績について公表してほしい。</p> <p>現在、太陽光発電はソーラーパネルの劣化、交換、廃棄処分、発電効率の低下等の大問題が噴出していることから、地元の電源開発茅ヶ崎研究所の最先端技術を利用して、市役所屋上への風力発電風車の設置等の施策を展開してほしい。『全市庁舎内の電力をこの風車でまかなう！』ような。</p>

## 政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち について

No.	ページ	意見の内容
30	全般	政策目標 5 環境配慮行動の実践について 各担当部署が進めている様々な施策をこれからも環境政策課（環境条例主管部署）が共有して市民に公開し環境行動の効果的な推進が進むようにしてほしいと思います。
31	69	右欄のミティゲーションについて（p15 右欄と資-48 にも再掲） ミティゲーションとは「環境緩和措置」と言われ、自然環境への悪影響を少しでも軽減するための人為的な措置のことで、完璧に悪影響を回避することは困難である。つまり、ミティゲーションは単独実施することは重要ではなく。事後のモニタリングをセットで実施して、保全措置内容の改善を行うことが重要である。

## 用語集 について

No.	ページ	意見の内容
32	資-49	『環境基準』 後段の「公害対策を進めていく上で、」は（旧）公害対策基本法からの引用では？ この法律は廃止され、現存しないため、修正が必要。
33	資-50 資-51	『緩和策』と『適応策』 突然の解説文で意味不明？ 追加の補足説明が必要！
34	資-51	『特定外来生物』 本報告書内に記載されている『アレチウリ』『アメリカザリガニ』（但し、アメリカザリガニは「条件付き特定外来生物」）が該当することを例示する。